

全国高等学校ライフル射撃部会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本部会は全国高等学校ライフル射撃部（全国部会と略称する）と称する。

第2条 本部会の事務所を「部長の指定する場所」に置く。

第2章 目的

第3条 本部会は全国高等学校における、エア・ライフル、ビーム・ライフル射撃競技の健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本部会は第3条の目的を達するため下記の事業を行う。

- 1 全国大会の開催に関する事項の審議並びに執行。
- 2 高等学校ライフル射撃競技に関する調査研究
- 3 関係団体との連絡
- 4 その他目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本部会は全国高体連規約第6条によって組織される。

第6条 本部会は全国の都道府県高体連ライフル射撃部（地方専門部会と略称する）を以って組織する。

第5章 役員

第7条 本部会は下記の役員を置く。

部長 1名

副部長 3名

常任委員 若干名

全国委員 若干名

監査委員 若干名

顧問 若干名

参与 若干名

第 8 条 部長、副部長は全国委員会で推薦し、全国高体連会長に報告するものとする。副部長は部長を補佐し部長事故ある時はその職務を代行する。顧問、参与は全国委員会の承認を経て部長が委嘱し重要事項に関し部長の諮問に応ずると共に部長招集の会議に出席して意見を述べることができる。

第 9 条 全国委員は各地方専門部委員長（又は相当する地位にあるもの）が当たるものとする。但し必要と認めた場合はこの外に若干の委員を部長が推薦することができる。

第 10 条 常任委員及び監査委員は全国委員会に於いて選出する。

第 11 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 会議

第 12 条 本部会に下記の機関を置く。

- 1 全国委員会
- 2 常任委員会

第 13 条 全国委員会は部会の重要事項を審議する。

第 14 条 常任委員会は会務を執行する外緊急的な事項に関しては全国委員会を代行する。

第 15 条 常任委員会、全国委員会はそれぞれ総員の 1 / 2 以上の出席者がなければ開くことが出来ない。但し委任状は認める。

第 16 条 総ての会議は部長が招集し、その議長となりその議決は出席者の過半数によって決定する。

第 7 章 会計

第 17 条 本部会の経費は分担金並びに社団法人日本ライフル射撃協会の補助及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第 18 条 本部会の予算及び決算は全国委員会の承認を得なければならない。

第 19 条 本部会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 附則

第 20 条 本規約の施行については別に定める。

第 21 条 本規約の改正は全国委員会の議決を経なければならない。

昭和 54 年 12 月 15 日施行

昭和 63 年 7 月 26 日改正

平成 8 年 1 月 21 日改正